

薬剤師国家試験出題基準改定の主な論点について

薬剤師国家試験の出題基準については「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」（平成 28 年 2 月 4 日薬剤師国家試験制度改善検討部会）に基づき作成するが、作成に当たり、以下の点についてどのように考えるか。

1. 基本方針において試験科目は現行どおりとされていることから、出題基準も科目ごと（「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」）に作成することとしてはどうか。

（参考）「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」＜抜粋＞

3（1）試験科目について

- 現行の薬剤師国家試験においては、問題を必須問題及び一般問題に区分（一般問題にあつては、薬学理論問題及び薬学実践問題に更に区分）した上で、科目を、「物理・化学・生物」、「衛生」、「薬理」、「薬剤」、「病態・薬物治療」、「法規・制度・倫理」、「実務」としている。

改訂モデル・コアカリキュラムにおいて、「薬理」と「病態・薬物治療」について、器官別の一連の項目としてまとめられたところであるが、大学におけるこれらの科目の教育方法について、当分の間見極める必要があることから、現時点では試験科目を統合せず、現行どおりとする。

3（2）出題基準について

- 各科目の出題項目については、現行の出題基準では、モデル・コアカリキュラムを基本としていることから、改訂モデル・コアカリキュラムに合わせて見直しを行うこととする。

2. 小項目の例示は、改訂モデル・コアカリキュラムの記載を活用しつつ、どの程度まで知識等を問う問題を作成すべきかわかるような記載にしてはどうか。

【現行の小項目】軌道の混成

【該当する改訂コアカリ関連項目の記載】分子軌道の基本概念および軌道の混成について説明できる。

【現行】水素結合

【改訂コアカリ関連項目の記載】水素結合について例を挙げて説明できる。

（参考）「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」＜抜粋＞

3（2）出題基準について

- 出題内容については、本部会において、特に「物理・化学・生物」に関して、これ

から薬剤師となる者として基本的な資質があるかどうかを確認するにふさわしい問題となっていないとの意見や、実際に治療に用いられる医薬品に関連した事項や医療現場で利用されている分析法に関する事項といった、臨床の現場と関係するような事項を積極的に出題する必要がある、との意見があった。

これらの意見や、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出するために薬学教育課程が6年となった経緯も踏まえると、「物理・化学・生物」を含めた全ての科目で、薬剤師国家試験として適切な出題がなされるよう、現行の出題基準の小項目の例示について、記載項目の精査や記載方法の工夫が必要である。また、出題の際も、臨床との関連を意識するべきである。

3. 臨床との関連を意識する必要がある科目では、作問において臨床との関連を意識できるように、小項目ごとに例示に加えて、出題に際しての留意事項を記載してはどうか。また、このような記載が必要な科目は「物理・化学・生物」「衛生」としてはどうか。

(留意事項のイメージ)

小項目：官能基の基本事項

薬効成分や化学物質の基本的性質・特性を理解するために必要となる基礎知識を問う

※ 過去に「小項目：官能基の基本事項」において化学史を問うような出題がされており、薬剤師の知識として化学史が必要かどうかとの指摘を受けている。